

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 被用者保険の適用拡大に向けた議論が始まる すべての就労者への適用を検討

厚生労働省は被用者保険のさらなる適用の拡大に向けた有識者懇談会を2月にスタートしました。すでに2016年10月から従業員数501人以上の企業を対象に、①週所定労働時間20時間以上、②月額賃金8・8万円以上、③勤務期間1年以上——等を満たす労働者への適用がスタート。2022年10月からは勤務期間1年以上の要件を撤廃し、企業規模101人以上に拡大し、今年の10月には51人以上の企業にも適用されます。

見込んでいますが、それでも残りの約1000万人が未加入のままです。それを踏まえて政府の社会保障構築会議の報告書（2022年12月）では、①短時間労働者の適用に関する企業規模要件の撤廃、②週労働時間20時間未満の労働者への適用拡大、③常時5人以上の個人事業所の適用対象外業種廃止および5人未満の事業所についても検討するよう提言しています。

それだけではありません。一つの事業所での労働時間の要件を満たさない複数の事業所に勤務するマルチワーカーへの適用拡大、そして働き方に中立な社会保障制度を確立するためにフリーランス・ギグワーカーなど非雇用の就労者に対する被用者保険の適用についても併せて検討することを求めています。これを受けて有識者懇談会では対象者の適用拡大に向けた議論を行う予定です。

懇談会は今後、業界団体等のヒアリングを踏まえて議論し、今年の秋には意見のとりまとめを行う予定です。

通例であれば、報告書をベースに厚労省の労働政策審議会で検討し、制度化・法案化の流れとなります。事業主にとっては、雇用者にとどまらず、すべての就労者を対象にした被用者保険の適用拡大を前提にした対応が求められることになりそうです。

2024

5

## 第5回 多様な働き方で高齢人材を確保

### 高齢者雇用に どう向き合うか

戦力化と  
生産性向上を目指して

人手不足解消の方策の一つとして高齢者雇用が注目されています。今回は60歳以上の高齢人材を多く採用し、戦力化している大手総合不動産管理会社を紹介します。正社員の定年を65歳まで引き上げ、多様な働き方を積極的に推進することも、マンション管理の現場で、管理員等と一体となって協働する仕組みを構築しています。

人手不足を高齢者で補う企業は多いですが、以前と違い今では60歳以降の元気な高齢者もなかなか採用が難しい時代になりつつあります。とくにマンションなどビル管理業では高齢者の人員不足も生じています。

マンションやビルなどの管理を担う大手総合不動産管理業の従業員数は約9000人。うち約6000人が60歳以上の嘱託社員であり、そのうち約5000人がマンションの管理員です。管理員のごほとんどが60歳前にさまざまな業界で働いてきた人たちですが、完全に引退するのではなく、

自宅の近隣などで体が丈夫なうちは働きたいという人が多いそうです。

### 管理員の雇用上限年齢は75歳 豊富な経験で高齢入居者に対応

す。管理員の定年は72歳ですが、健康を条件に雇用上限年齢を75歳に設定しています。また、正社員は技術員と事務員に分かれ、60歳以降は再雇用もしくは65歳までの定年延長を本人の希望で選べる仕組みにしています。

定年引き上げに踏み切った背景には、マンションやビル、公共

施設などの社会インフラが老朽化している中で、建物の維持・保全が重要視されており、それに関わる人材を確保するという大きな課題があったからです。また、60歳前のベテラン社員からも「もっと活躍したい」「後輩の育成に携わる仕事をしたい」という声も多く、60代でも十分現役として活躍できると考えました。

定年延長を選択した人は基本的に定年年齢が伸びるだけで処

遇や役職も基本的にそのまま維持されます。再雇用社員の給与は60歳約6割の水準となり、勤務場所は、本社・支社以外に、多くがマンション、ビル、商業施設など物件ごとに点在しています。勤務形態はマンションの管理員を含めて早朝から深夜まであり、管理コード上の働き方は300パターン

もありません。再雇用社員は基本的には従来の事業部に所属し、働き方も現場で話し合って決めますが、例えば隔日勤務の週3日勤務の人であれば、1日5時間働く人もいます。

同社が扱う物件は最新のビルの商業施設や古い建物もあれば近年は公共住宅の管理も行っています。後進の指導など技術の伝承とともに、知見やノウハウを生かしてフルに活躍してほしいという期待があります。例えば大型のマンションの場合には常駐の管理事務所長をはじめ技術員、事務員、管理員のほか他社の警備員、清掃員などが一つのチームとして動きます。その場合にとくにクレーム対応等、かなり高度の交渉力が必要になります。

同社の人事担当者は「高齢社会なので住民の方も高齢者が多く、むしろ豊富な経験を持つ人がふさわしい。これまでの職業・人生経験で培った知識やマネジメント力の発揮を期待している」と言います。